

埼玉県立秩父高等学校 部活動基本方針

1 活動の基本方針

- (1) 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- (2) 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。
- (3) 礼節と主体性を備えた人材の育成に努める。

2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問が年度当初に年間活動計画を作成し活動に当たり、年度末には活動実績を管理職に提出する。
- (2) 各顧問は出場予定の大会やコンクール等の年間の日程や活動計画を保護者や生徒に周知する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を行い、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- (4) 各部とも複数顧問を配置し、指導体制を整える。
- (5) 外部指導者を活用し、より専門的な指導を生徒に提供できるよう心掛ける。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- (3) 特活部の部活動担当が中心になり、定期的情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5) 教職員が定期的に参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- (6) 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるように校外で実施される講習会等への積極的な参加を促す。
- (7) 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を行う。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 文武両道を念頭に置き、適切な活動時間や休養日を設ける。
- (2) 原則として、平日1日程度、土日いずれか1日程度の休養日を設ける。
(ただし、部の実情や対外試合等のためこれを実施できない場合は、休養日を別の日に振り替えるなど年間100日以上休養日を確保する。)
- (3) 活動時間は平日は2時間程度、休日は3時間程度を原則とする。
(ただし、部の実情や種目の特殊性等により活動時間を考慮する。)
- (4) 定期考査1週間前及び定期考査期間中は原則休養日とする。
- (5) 平日の活動については4月から10月までは午後7時30分、11月から3月までは午後7時までの完全下校時刻を厳守する。
- (6) 長期休業中は、(2)及び(3)に準じるとともに、連続する3日間以上の休養日を設定する。
- (7) 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- (8) 部活動実施環境に気を配り、特に高温下での練習等は配慮する。